

1. ミャンマー政府、チャット兌換公式レートを決定。混乱なし。

従来、ミャンマーの通貨チャットは、公式レートが1US\$＝6チャットと定められていたが、闇レートが一時期、1US\$＝1300チャットになるなど、ミャンマー経済の決定的弱点となっていた。ミャンマー政府は経済発展に向けたプロジェクトを推進するため、また更に IMF Article VIII のメンバー加盟に向けて、この異常な通貨兌換状態を改善する必要に迫られ、コントロール可能な (Managed Floating Exchange Rate Regime) 範囲内での公式レート決定し、4月1日より実行し始めた。すでにこの公定レートが決定される前から 銀行での外貨支払制限は既に解除済みであり、公定レートを正式に決めた後も、予想外に、国内ビジネスにはあまり影響がなく、混乱もなかった。

現在、中央銀行から参考レートが、毎日発表され、銀行はそのレートに従って兌換を行っている。ちなみに4/2～水祭り前までのレートは下記の通り。

・4/2:818MMK、4/3:818、4/4:820、4/5:821、4/6:823、4/9:823、4/10:822

・水祭り中も、4/10のレートのまま両替するよう中央銀行から発表。4/26 810

・5/8現在のレートは、1US\$＝836チャット (MMK)

ただし、現在でも公式に銀行窓口で両替する金額より、闇で両替する金額がまだまだ多く、中央銀行の情報によると、銀行では1日10万ドル程度の金額しか両替されていないという。

2. 外国企業投資法、7月第1週目に決定の予定。

ミャンマー政府は、外国企業や外国人の投資を大量に呼び込むために、投資法を改正し、7月第1週に施行する模様。今回の改正投資法は、1989年に制定された投資法を、大幅に改めたもので、投資家にきわめて有利となっている。たとえば土地をレンタルする時には、以前は政府経由でレンタルせざるを得なかったが、今度は土地のオーナーから直接レンタルすることが可能になる。その土地においてビジネスをするときも、以前は30年間しか許可されなかったが、今度は50～70年間まで許可されるようになった。また以前は、合弁比率がミャンマー側51%以上でしか許可されなかったが、今度は独資も OK となった。さらにそのビジネスから儲かった利益を、自分の国へ自由に送金することも可能となった。しかも税制面でも、ビジネス開始して最初の5年間は無税、必要に応じて無税期間を3年追加、計8年間に延長できるなど、外国人投資家にとって有利な点が多いという。

※上記は情報のみであり、投資法の原文については、未確認である。発布後、ただちに入手し、翻訳後、正確な情報提供を行う予定である。

3. 労働争議頻発

①フライインターヤー工業団地内でストライキ頻発。現場検証済み。11社の内 7社は解決済・4社は未解決。

ヤンゴン市内のフライインターヤー工業団地で、5月下旬～6月上旬にかけて、ストライキが頻発している。縫製工場・靴工場・カツラ工場などの労働者が、基本給を3万チャット (約36US\$) に上げて欲しいという要求を掲げ、次々とストライキを行っている。HIMO カツラ工場から始まったストライキは、どんどん広がり、韓国系、中国系、日系に関係なく、拡大し11社を数えるまでになった (一説では、19社)。その中でも HIMO 工場のストライキは10日後にいったん解決したが、経営者側が約束を守らなかったため、ストライキが再開され、6/05時点でも、続行中である。

6/04、私は HIMO の工場のストライキを取材するために、フライインターヤー工業団地に足を運んでみた。このフライインターヤー工業団地内には、かつて私が操業していた工場もあり、私はこの地域のことはある程度わかっており、HIMO 工場の場所を探し当てることは簡単だった。しかし驚いたことに、HIMO 工場に行き着くまでに、工業団地内のそこかしこで多くの工場のストライキに出くわした。私はわずか1時間ほどの間に、6か所のストライキ現場に立ち会うことができた。今までの人生でも、私はストライキの渦中に身を置いたことは、あまり多くはなかった。この日、私はまさに自分の人生を凝縮するような体験をすることができた。(詳しくは、前回配信の「ミャンマー民主化の副作用: その1」を参照のこと)。

②ヤンゴン管区の工業団地のストライキに、人権委員会が仲介役

現在のストライキには、各政党の支援やボランティアの援助等がある。しかしストライキしている人々は、人権委員会への訴えは全く行っていない。フライインターヤー、シュエピーター、ミンガラドン、ミャウダガー等の工業団地では、5月入って、労働者が基本給のアップや送迎バスの手配、有給休暇の認可などを要求して、次々とストライキを行っている。人権委員会の責任者は、「訴えが上がってきたら直ぐに対応していきたい。経営者と労働者の間に立って仲介役をしながら調整していきたい」と、話している。ミャンマーはこの人権委員会を昨年9月5日に立ち上げた。これは ASEAN の中では、5番目であった。同委員会の報告書によれば、2012年4月30日までに、訴えは2197件あり、1800件ほどが関

係組合や省と調節をして解決済みであるという。

③各工業団地のストライキに新労働法が効果を発揮せず

ミャンマー政府は、3月上旬、新労働法を施行した。この新労働法は、労働紛争解決法とも呼ばれ、「経営者は労働者に労働組合を結成する自由を認める。労働者は要求をまず組合にて解決し、更に不満がある場合は裁判を起してもよい。さらに多数の労働者が争議を起こした場合、その工場の労働組合が5日間以内に解決するように努め、未解決の場合、当該地域の組織にて3日間調停をし、それでも解決しない場合は、管区や州の組織にて7日間の調停期間を設け、解決に向け努力する。その段階でも未解決の場合、労働者側はストライキを起してもよいし、経営者側も会社の稼働を止めるなどしてもよい。これらの努力をせずに、労働者側が最初から一方的にストライキをすることを禁じる」などと、している。

残念ながら、この新労働法の施行後も、労働者は組合の中で調整をする前にストライキを起してしまっている状況であり、新労働法は現場まで浸透しきっていない。労働省の報告によれば、2012年5月31日時点で、36810人の労働者が57の工場でストライキを起こし、そのうち38工場(22487人)が解決、19工場(14323人)が未解決であるという。

※上記の新労働法関連の情報については、ヤンゴン在住のミャンマー事情通の日本人経営者から聞き取った話を、現地新聞の情報で補完したものであるが、実際の新労働法を解読したものではない。現在、この新労働法の原文を手し、翻訳中である。できるだけ早く、正確な情報を提供する予定である。

④ミャンマー縫製協会が緊急会議

ミャンマー縫製協会は縫製協会会員の工場責任者を集めて緊急会議を行い、「縫製工場の労働者の最低賃金を日給1000チャット」などを決定。ミャンマーの縫製工場はほとんどがこの決定に従う模様。

会議では、労働者をヘルパー、C 級、B 級の3クラスに区分分けし、それぞれに基本給、出勤手当、能率手当、残業代、その他手当などを決定した。なお A 級の労働者については、各企業の経営者の裁量に任せることになった。またこの会議では、政府が最低賃金制を施行する前に、自主的に実行することを確認しあった。下記は会議で決定された額。

	日給	その他手当(日額)	出勤手当(月額)	能率手当(月額)	残業代(時給)
ヘルパー	1000	0	300	0	273
C 級	1100	300	3000	3000	300
B 級	1150	500	5000	5000	313

4. 全日空(ANA)がヤンゴン直行便を再開

ANA が12年ぶりに、ヤンゴン直行便を再開する模様である。飛行ルートとしては 成田・ヤンゴンを計画しており、6/11時点の情報では、今年9月から飛行開始の予定。この直行便により、日本からヤンゴンまで飛行時間は6時間となり、バンコク経由などに比べて、所要時間は半分ほどに短縮される。

なお、この他来年には、Qatar 航空、Condo 航空なども、ミャンマー直行便を計画している。Condo 航空は11月から飛行開始の予定。

ミャンマーでは、2010 年から 外国観光客が増え、2011 年には 30 万人以上のお客様が入国し、ホテル予約が難しい状態が続いている。ちなみに 2011 年のヤンゴン入り日本人客は 21264 人。

5. 無線インターネットシステム設置を民間会社に呼びかけ

第27回ASEANスポーツ大会の開催を成功させるため、ミャンマー政府は、無線インターネットシステムの設置を民間会社に呼びかけた。場所はネピドー(ザブティリ& ゼーヤティリ市運動場)、ヤンゴン、マンダレー、パテンなどの4か所。現在、無線システム設置をしたい会社の申し込みを受け付け中であり、6月29日が締め切り。このスポーツ大会が終わっても、無線インターネットシステムは引き続き使えるので通信面はかなり改善されてくる見通し。

6. 投資&カンパニー登記事務所をヤンゴンにも、6月オープン

首都がネピドーに移転後、会社の設立や更新、ビジネスライセンスの更新などの手続き事務所が、ネピドーにしかなかったため、その度に5~6時間をかけて、ネピドーへ行かねばならず、たいへん不便だったがヤンゴンにも、6月に OPENする予定。

7. ぼったくりホテルに罰金

最近、ヤンゴンのホテルでは利用客が急増しているため、宿泊料金を基準以上に上げ、法外な利益を上げているホテルが目につくようになった。ヤンゴンの外国人客がよく泊まる外資系ホテルでは、千客万来のため、ツアー会社などと

契約して顧客を獲得する方法を止め、ホテル側で法外な宿泊値段を決め、暴利をむさぼるような状況が続いている。その状況を押えるため、ミャンマー政府は、国際基準価格以上のホテル代を提示しているホテルに、罰金を課すという警告を発した。また比較的小さいホテルにも、目を光らせ、それらのレベルUPを図り、外国人客が泊まれるように改善していくよう呼びかけている。

8. ヤンゴン市内を走る山手線を現在改修中

ミャンマー政府は、現在、ヤンゴン市内を走っている電車のスピードを時速40キロから64キロ走りに切り替えて行く予定。この鉄道は東京の山手線に当たり、一周94キロほどであり、朝4時から夜10時半まで走っている。スピードアップでこれまで2時間以上掛ったところが、1時間ちょっととなり、バス利用者が電車利用に切り替えるので、道路の渋滞緩和に役立つと予想されている。現在70%位完成しており、年内にも完成する予定。

9. ミャンマー電力不足問題に中国側責任者が言及

ミャンマーでは5月下旬の変電所爆破事件などにより、停電が続き、それに抗議するデモも起き始めた。ミャンマーのメディアでも、「現在の電力不足問題は ミャンマー政府が中国に電力を売っているため、国内需要が満たせないからである」などの意見が発表されている。中国の外交責任者は、5月24日、「中国国内の電力会社にミャンマーの電力不足問題に関してできるだけ協力をしていくように」と、声を掛けた。また外交責任者は記者会見で、「中国はいつも2国間の相互利益を考えて行動してきた。現在の電力問題も中国側会社とミャンマー側会社の間で、協力契約などを交わしている。ミャンマーの電力不足問題の原因は、老化した送電線の問題であるから、中国会社とミャンマー政府間で検討し改善して行きたい」と、発言した。

以上